

春日井市生涯学習推進会議要綱

(設置)

第1条 春日井市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の意見を生涯学習行政に反映するとともに、生涯学習施策を総合的、計画的に推進するため、春日井市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 審議会の助言及び答申の具現化に関すること。
- (2) 生涯学習推進計画の推進に関すること。

(組織及び主宰者)

第3条 推進会議は、文化スポーツ部長が主宰し、協議事項に関連する課長等の職にある者（春日井市行政組織規則（昭和49年春日井市規則第12号）第25条第1項に規定する課長の職にある者、同条第2項に規定する主幹の職にある者、春日井市教育委員会事務局等組織規則（昭和49年春日井市教育委員会規則第1号）第7条第1項に規定する課長の職にある者及び同条第2項に規定する主幹の職にある者をいう。）をもって構成する。

(会議)

第4条 推進会議は、主宰者が必要に応じて招集する。

2 推進会議は、構成員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見聴取)

第5条 主宰者は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、文化スポーツ部文化・生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、主宰者が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。